

## その他の制度改革事項について

## 1. 離婚時の年金分割の請求期限の延長

## 2. 被用者年金一元化に伴う

厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了

# 離婚時の年金分割の請求期限の延長

## 1. 現行制度等

- 離婚時の年金分割は、平成16年度改正で創設された婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。  
年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求期限は、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、離婚等をした日の翌日から起算して**2年以内**となっている。
- 第213回通常国会において「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚時の財産分与請求権の除斥期間について、現行民法では離婚後2年間とされているところ、離婚前後の様々な事情によって2年以内に財産分与を請求することが出来ず、結果として経済的に困窮する者が存在していることから、債権一般の消滅時効期間も踏まえ、5年間に伸長することとされた。  
※ 当該法律は令和6年5月24日に公布されており、当該改正に係る施行日については、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。
- 「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院法務委員会（令和6年5月16日））において、「本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。」とされている。

## 2. 見直しの方向性

- 民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が現行の2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても**現行の2年以内から5年以内に伸長する**。

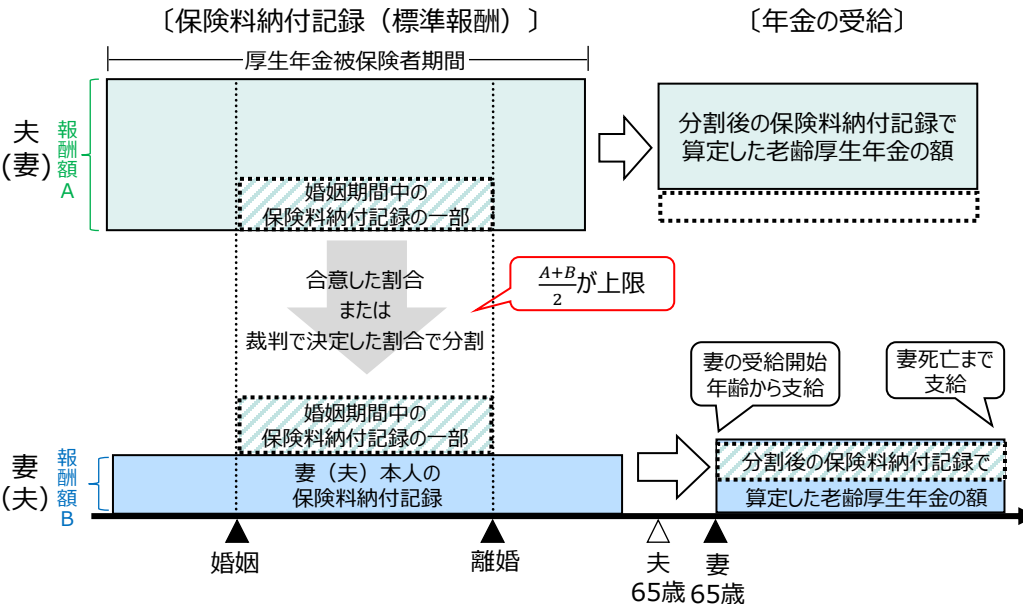
# 離婚時の年金分割制度

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求には、原則離婚から2年の請求期限が設けられている。
- 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

## 合意による分割（離婚分割）

- 離婚当事者双方からの請求により、双方が合意した分割割合で保険料納付記録を分割。
- 分割割合について合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、**裁判所が分割割合を定めることができる。**
- 分割割合（婚姻期間に係る離婚当事者の保険料納付記録の合計に対する、分割を受ける者の分割後の婚姻期間に係る保険料納付記録の合計の割合）は**5割が上限**。

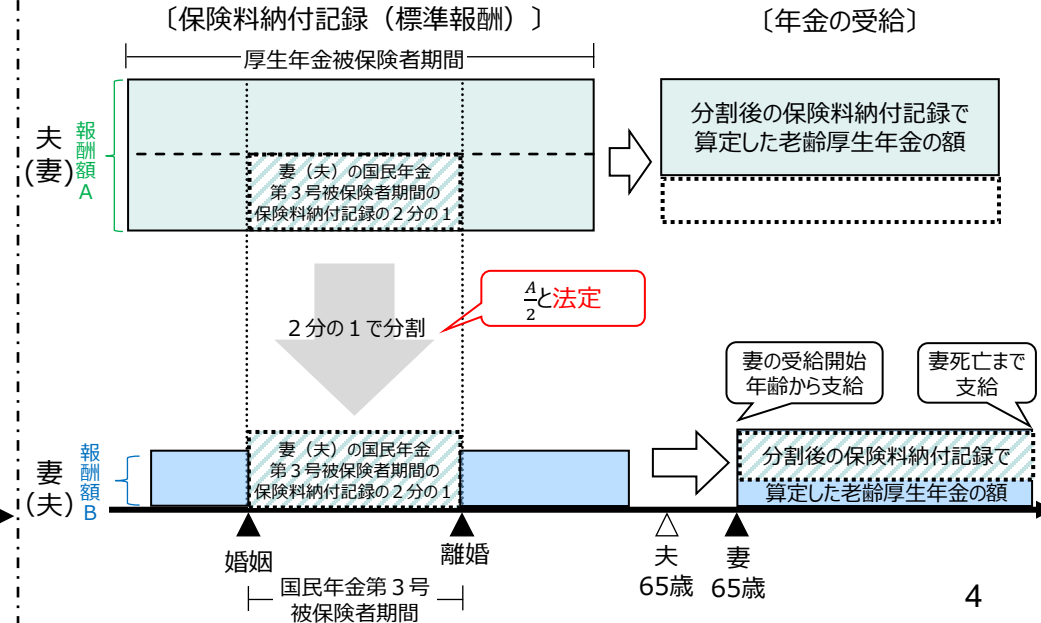
<イメージ図>



## 被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）

- 国民年金第3号被保険者※であった者からの請求により、相手方の保険料納付記録を分割。
  - 分割の割合は**2分の1（法定）**。
  - 当事者間の合意や裁判所の決定がなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）は**単独で請求を行うことができる。**
- ※ 厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者。

<イメージ図>



1. 離婚時の年金分割の請求期限の延長
- 2. 被用者年金一元化に伴う  
厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了**

# 被用者年金一元化に伴う厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了

## 【被用者年金の一元化について】

- 被用者年金一元化前は、厚生労働大臣及び各共済組合（以下「実施機関」という。）がそれぞれ被用者年金制度に係る保険料の徴収・年金給付を行っていたが、実施機関における加入者数及び加入者の年齢構成等の成熟度の違いによって、実施機関間で給付内容や必要となる保険料負担（保険料率）に差が生じていた。
- そのため、公的年金における被用者年金制度においては、共通した給付と負担として平準化を図ることを目的として、各被用者年金制度を厚生年金保険制度へと一元化したものである。

## 【被用者年金一元化施行時の特例措置の概要】

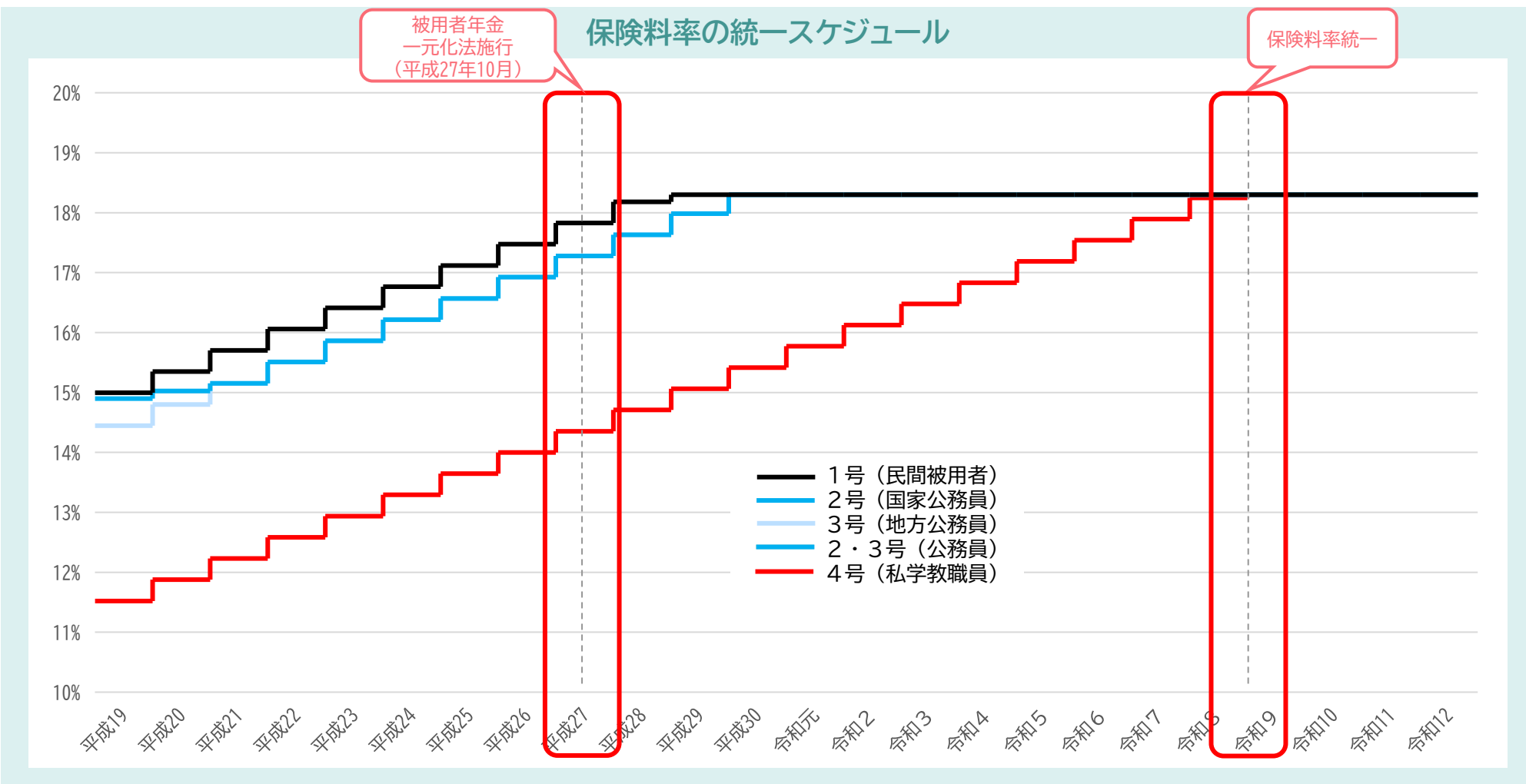
- 被用者年金一元化後は、実施機関が徴収する厚生年金保険料及び実施機関が管理運用する積立金の規模に応じた按分率（各実施機関における被保険者の標準報酬の総額を全被保険者の標準報酬の総額で除した率を「標準報酬按分率」といい、各実施機関の積立金を全実施機関の積立金で除して得た率を「積立金按分率」という。）に応じて厚生年金勘定に納付される拠出金（以下単に「拠出金」という。）で、厚生年金の保険給付費等を賄うこととされた。
- ただし、標準報酬按分率と積立金按分率を用いて各実施機関の拠出金の按分を行う場合、加入者の年齢構成や標準報酬平均等の違いによって、比較的財政状況がよく、かつ、財政規模自体が小さい実施機関の拠出金が急激に増加し、財政が悪化することが見込まれていた。
- そのため、一元化に当たっては、拠出金の按分方法に係る激変緩和措置として、「標準報酬按分率」及び「積立金按分率」に加えて、支出費による按分率（各実施機関の支出費を全支出費で除して得た率。以下「支出費按分率」という。）も採り入れることとした。
- ただし、全実施機関の保険料率が18.3%に引上げ完了するまでの間の標準報酬按分率の経過措置（令和8年度（2026年度）までの措置）の施行状況を勘案しつつ、支出費按分率を用いる激変緩和措置についても検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。

## 【見直しの方向性】

- 私学共済の保険料率が法律で定めるとおり令和9年度（2027年度）から18.3%に引き上がり、全実施機関の保険料率が統一されることに伴い標準報酬按分率の経過措置が令和8年度をもって終了すること、2024年の財政検証において、支出費按分率を用いる激変緩和措置を終了したとしても、一元化検討当時に懸念されていた一部の実施機関の財政が悪化する事態が発生しないことが確認されたことから、当該激変緩和措置についても令和8年度（2026年度）で終了する方向で検討する。

## (参考) 保険料率の統一

○ 公務員は平成30年（2018年）、私学教職員は令和9年（2027年）から保険料率は18.3%となる。

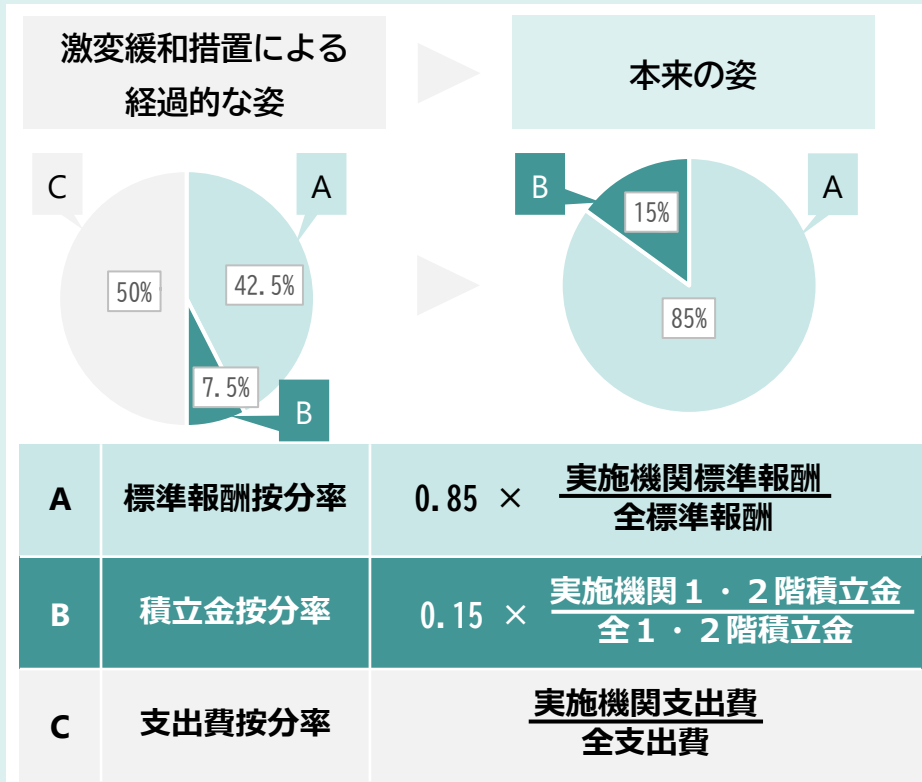


(注) 公務員の保険料率は平成21年に統一されている。

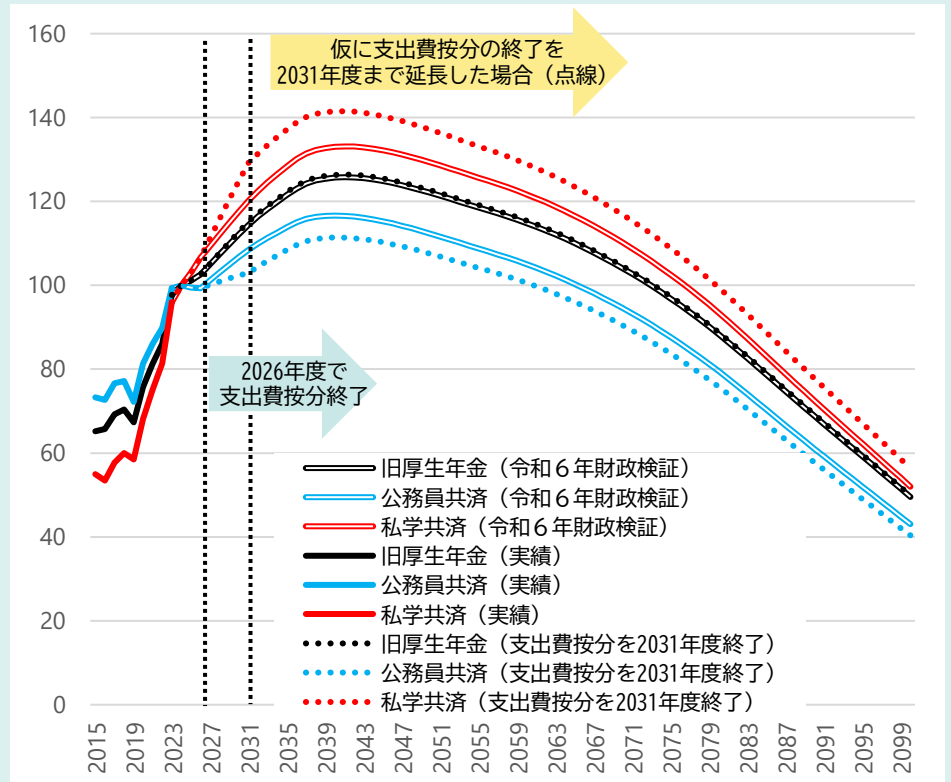
# (参考) 激変緩和措置の終了による影響

- 平成19年（2007年）の被用者年金一元化法（※）の検討において、私学共済の財政状況が他の実施機関に比べて相対的に悪化することが見込まれていたため、私学共済の保険料率が引き上がる令和8年度までの間、支出費按分を導入することとした。  
※被用者年金一元化法案は平成19年に一度国会に提出したが審議未了により廃案。その後、平成24年に再提出し同年8月成立。
- 2024年財政検証では、令和8年度（2026年度）で支出費按分を終了する場合、私学共済の長期的な積立金は、支出費按分終了後でも他の実施機関と比べて高い水準で推移する見込みであるが、仮に支出費按分の終了を5年遅らせた場合、私学共済の積立金は、他の実施機関と比べて更に高い水準で推移し、乖離することになる。

## 厚年拠出金の計算方法



## 積立金の推移



(A)  $\frac{50}{100} \times$  保険料財源比率 (0.85)  $\times$  (実施機関標準報酬/全標準報酬)  
 (B)  $\frac{50}{100} \times 1 -$  保険料財源比率 (1-0.85=0.15)  $\times$  (実施機関1・2階積立金/全1・2階積立金)  
 (C)  $\frac{50}{100} \times$  (実施機関支出費/全支出費)  
 (注1) 太字下線部分が激変緩和措置。  
 (注2) 保険料財源比率は、財政均衡期間（概ね100年間）における給付総額に占める保険料財源部分と積立金財源部分の比の平均値で仕分ける（現在は85%：15%、5年毎の財政計算時に設定）。

(注1) 積立金については、2024年度価格とし、2024年度時点をもととして指数化したもの。  
 (注2) 2022年度までは実績、2023年度は実績見込みであり、2024年度以降は、令和6年財政検証の過去30年投影ケース（中位推計）において令和8年度で支出費按分を終了した場合の試算結果である。